



第**3**章

計画の内容

1 施策の体系



目 標	施策の方向	基本的施策
<p>V</p> <p>家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり</p>	<p>重点1</p> <p>1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備</p> <p>2 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実</p> <p>3 充実した高齢期の実現</p> <p>4 男女がともに取り組む地域活動の促進</p>	<p>① 仕事と生活の両立のための意識啓発</p> <p>② 事業者による取組の促進</p> <p>③ 育児・介護休業等への理解と取得の促進</p> <p>④ 事業者としての市役所の取組</p> <p>① 子育て情報の提供と学習機会の充実</p> <p>② 子育て支援策の充実</p> <p>③ 保育施設等の整備・充実</p> <p>① 高齢者の社会参加の促進</p> <p>② 介護支援策の充実</p> <p>① NPO活動・ボランティア活動の促進</p> <p>② 市民と市が協働して取り組む環境保全の促進</p> <p>③ 誰もが安全で快適に暮らせる環境の整備</p>
<p>VI</p> <p>男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり</p>	<p>1 働く場における男女の均等待遇の促進</p> <p>2 安心して働くことができる環境の整備</p> <p>3 女性の経済的自立とチャレンジ支援</p> <p>重点2</p>	<p>① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進</p> <p>② 積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進</p> <p>① 心身の健康が保てる就業環境の整備</p> <p>② 就業継続のための環境整備</p> <p>③ 若年層就業支援とキャリア教育の推進</p> <p>④ 高齢者・障害者・ひとり親の生活安定と就業支援</p> <p>① 再就職のための支援体制整備</p> <p>② 多様な働き方への支援</p> <p>③ 女性のチャレンジ支援</p>
<p>VII</p> <p>男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり</p>	<p>1 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発</p> <p>2 男女の生涯にわたる健康づくり</p> <p>3 性と健康をおびやかす問題への対策</p>	<p>① 性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実</p> <p>① 生涯を通じた健康づくりの支援</p> <p>② 妊娠・出産・育児に関する健康支援</p> <p>③ からだとところに関する相談等の充実</p> <p>④ 生涯にわたるスポーツの活動支援</p> <p>① 性感染症防止対策</p> <p>② 健康をおびやかす問題についての教育と啓発</p>
<p>VIII</p> <p>国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり</p>	<p>1 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進</p> <p>2 外国人が安心して暮らせるための支援体制の充実</p>	<p>① 「平等・開発・平和」への貢献のための情報提供と学習機会の充実</p> <p>② 国際理解・交流活動の推進</p> <p>③ 国際理解教育の推進</p> <p>① 外国人のための情報提供の充実</p> <p>② 外国人のための生活支援策の充実</p>
<p>IX</p> <p>男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり</p>	<p>1 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進</p> <p>2 男女共同参画推進センター機能の充実</p>	<p>① 推進体制の充実</p> <p>② 苦情の申出・処理体制の充実</p> <p>③ 市民・事業者との連携の推進</p> <p>① 男女共同参画推進センター事業の充実</p> <p>② 関連施設との連携</p>

2 施策の内容

目標 I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

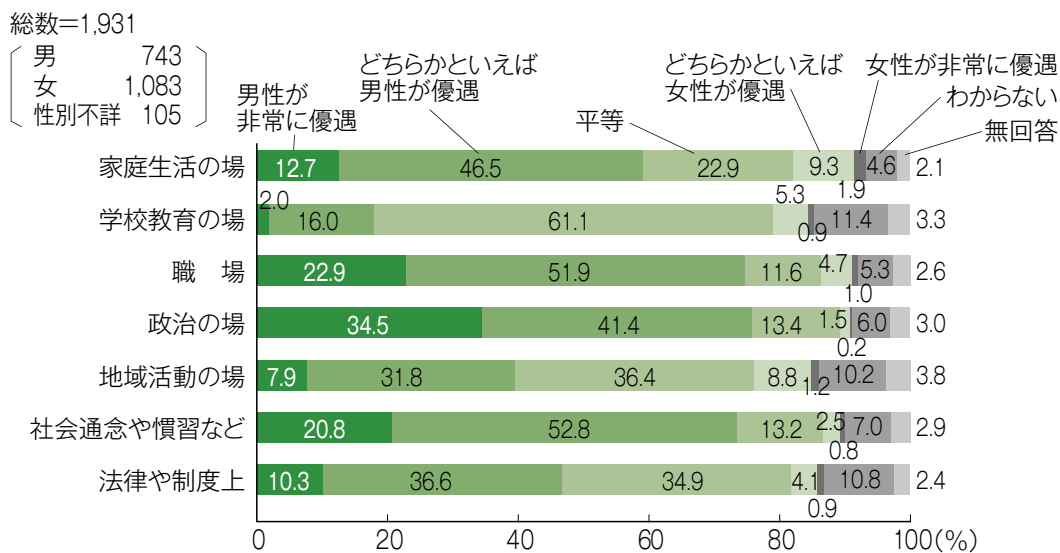
男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことが、男女共同参画のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことです。

しかしながら、市民意識調査では、各分野における男女の地位の平等感について、「政治の場」「職場」「社会通念や慣習など」で7割を超える人が男性の方が優遇されていると感じています。

根深く残る不平等は長い時間の中で形作られてきたものであり、これを完全になくすことは容易ではなく、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりの意識に働きかけていく必要があります。

あらゆる分野の活動に、性別にかかわらず個性と能力を發揮して、積極的に参画することができるよう、人権を尊重し、男女平等意識を醸成するための啓発や、幼少期から学校教育、生涯学習を通じて多様な学習機会を提供していきます。

男女の地位の平等感



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識・男女平等意識の向上のための広報・啓発を継続的に行います。また、定期的に男女平等意識を調査することにより、市民の意識と実態を把握し施策展開に反映させていきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 人権尊重意識の啓発	1	人権教育の推進 市民や学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題の理解を図る講座、人権啓発講演会の開催、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権作文集・人権ニュースの発行などに取り組みます。	生涯学習振興課人権教育推進室
	2	人権についての啓発パンフレット作成・配布 同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人などの人権問題について理解を図るための啓発冊子などを作成します。	人権政策推進課
	3	人権セミナー・講座等の実施 人権問題の解決をめざして、人権意識の啓発と人権問題への理解を深めるための講演会を開催します。	人権政策推進課
2 男女平等意識に関する調査・研究	4 Ⅲに再掲	男女共同参画に関する調査・研究 市民の男女共同参画に関する意識と実態を施策に反映するために、調査・研究を実施します。	男女共生推進課
3 男女共同参画に関する意識の啓発	5 Ⅲに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催 男女共同参画に関する講座・講演会を開催し、男女共同参画社会についての学習機会を充実させます。 ◇目標値 講座年間開催数 35回（平成20年度）→56回（平成25年度） ◇目標値 講座・講演会等参加者数累計 6,254人（平成19年度末）→8,000人（平成25年度末）	男女共生推進課
	6	男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」の発行 男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」を市内全戸配布し、情報を提供することにより、市民の意識啓発を行います。	男女共生推進課
	7	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供 男女共同参画に関する各種資料、出版物、ビデオなどを収集し、情報提供を行います。また、ホームページなども活用し、様々な媒体による情報提供を行います。	男女共生推進課
	8	男女共同参画フォーラムの開催 内閣府との共催による「男女共同参画フォーラム」を開催し、男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めます。	男女共生推進課
	9	職員研修等の実施 施策の立案や実施にあたり、男女共同参画に配慮することができるよう、市の職員を対象とした研修及び職員バンドブックの作成・配布を行います。	男女共生推進課

施策の方向2 男女平等教育の推進

男女平等意識を育てるために幼少期からの性別にとらわれない家庭教育、学校教育を推進していきます。また、団塊世代の退職などによりニーズが高まっている生涯学習においても学習機会の提供を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 家庭教育への取組	10	家庭教育、子育てセミナーの実施 市内各小中学校において子育て講座を開催し、家庭における親の子育て、青少年の健全育成を支援します。 生涯学習総合センター及び公民館において、乳幼児及び小・中学生の保護者や親子を対象に、子育てについて学びあい、家庭における子育てについての理解を深めるための講座などを実施します。 ◇目標値 生涯学習総合センターの講座参加者数累計 20,000人（平成19年度末）→25,000人（平成25年度末）	生涯学習振興課 生涯学習総合センター・公民館
		教職員の意識づくりと研修の充実 教職員の人権意識の向上と、学校における男女平等教育の推進を図るため、校内人権教育研修会講演会の開催、人権教育啓発資料集「ひまわり」の作成、配布を行います。 ◇目標値 校内人権教育研修会講演会開催校数 158校（平成19年度）→165校（平成25年度）	生涯学習振興課人権教育推進室
2 学校教育での取組	12	特別支援教育の推進、特別支援学級への支援 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を行います。	指導2課
	13	男女平等の視点からの生活指導・進路指導 高等看護学院に在籍する全学生に対して、男女平等の視点から指導・教育を行います。	高等看護学院
3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	14 Ⅲに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営 男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び公民館において男女共同参画の視点に立った講座を実施します。 ◇目標値 男女共同参画推進講座開催数 11講座（平成19年度）→15講座（平成25年度）	生涯学習総合センター・公民館

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 男女共同参画の 視点に立った 生涯学習の推進	15 Ⅲに 再掲	学習グループの支援 男女共同参画に関する学習グループへの活動場所の提供及び情報提供を行い、グループ活動を支援します。 人権、家庭・家族、男女共同参画社会、情報、国際理解、環境などの現代的課題について学習する市内の学習グループに対し、活動を支援するための補助金を交付します。	男女共生推進課 生涯学習振興課
	16	図書館資料情報の提供 男女共同参画に関する資料を収集・提供し、市民の学習活動を支援します。	図書館
	17	高齢者大学の充実 シニアユニバーシティ・シニアユニバーシティ大学院を開校し、一般教養・専門知識の習得を目的として、それぞれ月2、3回の講座を開催します。	高齢福祉課

施策の方向3 メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

メディアにおける性の商品化や暴力表現により女性の人権を大きく侵害している状況を改善するために、人権尊重と男女共同参画の視点に留意した広報・出版物を作成するとともに、市民が主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養うための啓発・学習機会の提供を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 人権尊重と 男女共同参画の 視点に立った 表現の浸透	18	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成 人権尊重・男女共同参画の視点に留意し、広報・出版物を作成します。	全庁 男女共生推進課
	19	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催 男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発事業、講座の開催を実施します。	男女共生推進課

*メディア・リテラシー

情報の内容を主体的に読み解き、自分の考えを表現する能力をさします。メディアから発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担に基づくものや女性の性を商品化した表現など偏った内容があるため、その真偽を判断し、自ら解釈し、活用する能力をつける必要があります。

2 施策の内容

目標 I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

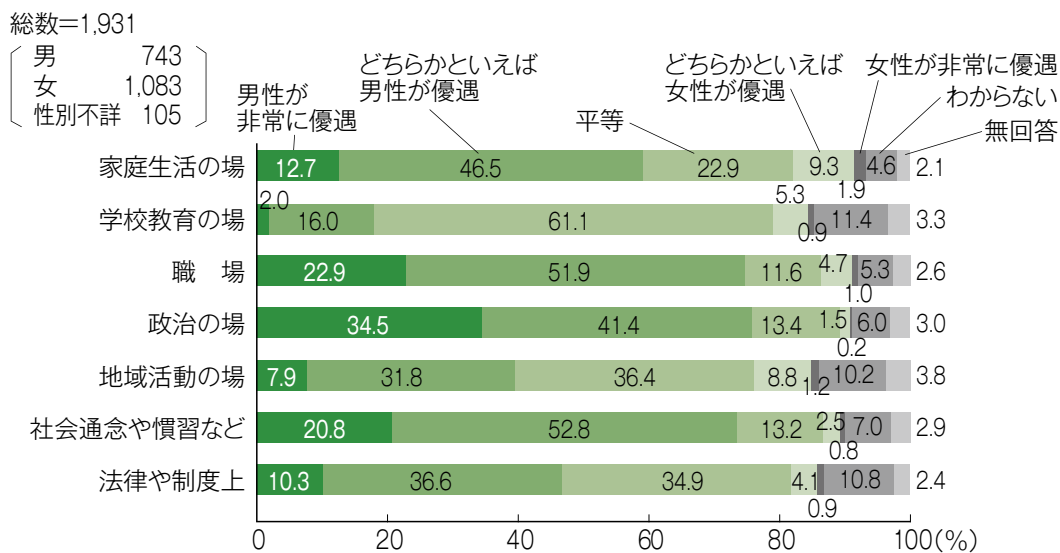
男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことが、男女共同参画のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことです。

しかしながら、市民意識調査では、各分野における男女の地位の平等感について、「政治の場」「職場」「社会通念や慣習など」で7割を超える人が男性の方が優遇されていると感じています。

根深く残る不平等は長い時間の中で形作られてきたものであり、これを完全になくすことは容易ではなく、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりの意識に働きかけていく必要があります。

あらゆる分野の活動に、性別にかかわらず個性と能力を發揮して、積極的に参画することができるよう、人権を尊重し、男女平等意識を醸成するための啓発や、幼少期から学校教育、生涯学習を通じて多様な学習機会を提供していきます。

男女の地位の平等感



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識・男女平等意識の向上のための広報・啓発を継続的にを行います。また、定期的に男女平等意識を調査することにより、市民の意識と実態を把握し施策展開に反映させていきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 人権尊重意識の啓発	1	人権教育の推進 市民や学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題の理解を図る講座、人権啓発講演会の開催、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権作文集・人権ニュースの発行などに取り組みます。	生涯学習振興課人権教育推進室
	2	人権についての啓発パンフレット作成・配布 同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人などの人権問題について理解を図るための啓発冊子などを作成します。	人権政策推進課
	3	人権セミナー・講座等の実施 人権問題の解決をめざして、人権意識の啓発と人権問題への理解を深めるための講演会を開催します。	人権政策推進課
2 男女平等意識に関する調査・研究	4 Ⅲに再掲	男女共同参画に関する調査・研究 市民の男女共同参画に関する意識と実態を施策に反映するために、調査・研究を実施します。	男女共生推進課
3 男女共同参画に関する意識の啓発	5 Ⅲに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催 男女共同参画に関する講座・講演会を開催し、男女共同参画社会についての学習機会を充実させます。 ◇目標値 講座年間開催数 35回（平成20年度）→56回（平成25年度） ◇目標値 講座・講演会等参加者数累計 6,254人（平成19年度末）→8,000人（平成25年度末）	男女共生推進課
	6	男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」の発行 男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」を市内全戸配布し、情報を提供することにより、市民の意識啓発を行います。	男女共生推進課
	7	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供 男女共同参画に関する各種資料、出版物、ビデオなどを収集し、情報提供を行います。また、ホームページなども活用し、様々な媒体による情報提供を行います。	男女共生推進課
	8	男女共同参画フォーラムの開催 内閣府との共催による「男女共同参画フォーラム」を開催し、男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めます。	男女共生推進課
	9	職員研修等の実施 施策の立案や実施にあたり、男女共同参画に配慮することができるよう、市の職員を対象とした研修及び職員バンドブックの作成・配布を行います。	男女共生推進課

施策の方向2 男女平等教育の推進

男女平等意識を育てるために幼少期からの性別にとらわれない家庭教育、学校教育を推進していきます。また、団塊世代の退職などによりニーズが高まっている生涯学習においても学習機会の提供を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 家庭教育への取組	10	家庭教育、子育てセミナーの実施 市内各小中学校において子育て講座を開催し、家庭における親の子育て、青少年の健全育成を支援します。 生涯学習総合センター及び公民館において、乳幼児及び小・中学生の保護者や親子を対象に、子育てについて学びあい、家庭における子育てについての理解を深めるための講座などを実施します。 ◇目標値 生涯学習総合センターの講座参加者数累計 20,000人（平成19年度末）→25,000人（平成25年度末）	生涯学習振興課 生涯学習総合センター・公民館
		教職員の意識づくりと研修の充実 教職員の人権意識の向上と、学校における男女平等教育の推進を図るため、校内人権教育研修会講演会の開催、人権教育啓発資料集「ひまわり」の作成、配布を行います。 ◇目標値 校内人権教育研修会講演会開催校数 158校（平成19年度）→165校（平成25年度）	生涯学習振興課人権教育推進室
2 学校教育での取組	12	特別支援教育の推進、特別支援学級への支援 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を行います。	指導2課
	13	男女平等の視点からの生活指導・進路指導 高等看護学院に在籍する全学生に対して、男女平等の視点から指導・教育を行います。	高等看護学院
3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	14 Ⅲに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営 男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び公民館において男女共同参画の視点に立った講座を実施します。 ◇目標値 男女共同参画推進講座開催数 11講座（平成19年度）→15講座（平成25年度）	生涯学習総合センター・公民館

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 男女共同参画の 視点に立った 生涯学習の推進	15 Ⅲに 再掲	学習グループの支援 男女共同参画に関する学習グループへの活動場所の提供及び情報提供を行い、グループ活動を支援します。 人権、家庭・家族、男女共同参画社会、情報、国際理解、環境などの現代的課題について学習する市内の学習グループに対し、活動を支援するための補助金を交付します。	男女共生推進課 生涯学習振興課
	16	図書館資料情報の提供 男女共同参画に関する資料を収集・提供し、市民の学習活動を支援します。	図書館
	17	高齢者大学の充実 シニアユニバーシティ・シニアユニバーシティ大学院を開校し、一般教養・専門知識の習得を目的として、それぞれ月2、3回の講座を開催します。	高齢福祉課

施策の方向3 メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

メディアにおける性の商品化や暴力表現により女性の人権を大きく侵害している状況を改善するために、人権尊重と男女共同参画の視点に留意した広報・出版物を作成するとともに、市民が主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養うための啓発・学習機会の提供を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 人権尊重と 男女共同参画の 視点に立った 表現の浸透	18	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成 人権尊重・男女共同参画の視点に留意し、広報・出版物を作成します。	全庁 男女共生推進課
	19	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催 男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発事業、講座の開催を実施します。	男女共生推進課

*メディア・リテラシー

情報の内容を主体的に読み解き、自分の考えを表現する能力をさします。メディアから発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担に基づくものや女性の性を商品化した表現など偏った内容があるため、その真偽を判断し、自ら解釈し、活用する能力をつける必要があります。